

民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱 新旧対照表

現行	改正後（修正部分は赤字で示す。）
<p>民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱</p> <p>制 定 平成 24 年 3 月 14 日 健監第 706 号（局長決裁） 最近改正 令和 5 年 3 月 14 日 健監第 327 号（局長決裁）</p> <p>（第 1 条から第 3 条まで省略）</p> <p>（契約締結方法）</p> <p>第 4 条 本文省略</p> <p>2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指名競争入札とすることができる。</p> <p>（1）一般競争入札の結果、落札者が決定せず、再度入札を執行する必要がある場合</p> <p>（2）別表 1 に定める要件を満たす場</p> <p>3 前 2 項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約とすることができる。</p> <p>（1）売買、賃貸借及び請負その他の契約でその予定価格が別表 2 に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める予定価格を超えない場合</p> <p>（2）契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合</p> <p>（3）緊急の必要により競争入札に付することができない場合</p> <p>（4）競争入札に付することが不利と認められる場合</p> <p>（5）時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合</p> <p>（6）再度の競争入札に付し落札者がいない場合</p> <p>（7）落札者が契約を締結しない場合</p> <p>4 設計委託契約において、設計者の創意工夫が必要となるため前項第 2 号に該当する場合には、契約の相手方の選定にあたっての手續として、プロポーザル方式を用いることができる。</p> <p>（第 5 条から第 6 条まで省略）</p> <p>（契約手續等の決定）</p> <p>第 7 条 本文省略</p> <p>2 本文省略</p> <p>3 本文省略</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人等は、前条第 2 項の規定に基づきプロポーザル方式を用いることを決定する場合は、次の事項についても議決を行わなければならない。</p> <p>（1）随意契約とする理由及び設計者の創意工夫が必要となる理由</p> <p>（2）評価委員会の設置及び評価委員</p> <p>（3）評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト、評価基準並びに採点が同点の場合の措置</p> <p>（4）公募型プロポーザル又は指名型プロポーザルの別</p> <p>（5）公募型プロポーザルの場合においては参加資格要件</p>	<p>民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱</p> <p>制 定 平成 24 年 3 月 14 日 健監第 706 号（局長決裁） 最近改正 令和 8 年 5 月 26 日 健監第 66 号（局長決裁）</p> <p>（第 1 条から第 3 条まで省略）</p> <p>（契約締結方法）</p> <p>第 4 条 本文省略</p> <p>2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指名競争入札とすることができる。</p> <p>（1）一般競争入札の結果、落札者が決定せず、再度の入札を執行する必要がある場合</p> <p>（2）別表 1 に定める要件を満たす場合</p> <p>3 前 2 項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約とすることができる。</p> <p>（1）売買、賃貸借及び請負その他の契約でその予定価格が別表 2 に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める予定価格を超えない場合</p> <p>（2）契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合</p> <p>（3）緊急の必要により競争入札に付することができない場合</p> <p>（4）競争入札に付することが不利と認められる場合</p> <p>（5）時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合</p> <p>（6）再度の競争入札に付し落札者がいない場合</p> <p>（7）落札者が契約を締結しない場合</p> <p>4 設計委託契約において、設計者の創意工夫が必要となるため前項第 2 号に該当する場合には、契約の相手方の選定にあたっての手續として、プロポーザル方式を用いることができる。</p> <p>（第 5 条から第 6 条まで省略）</p> <p>（契約手續等の決定）</p> <p>第 7 条 本文省略</p> <p>2 本文省略</p> <p>3 本文省略</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人等は、前条第 2 項の規定に基づきプロポーザル方式を用いることを決定する場合は、次の事項についても議決を行わなければならない。</p> <p>（1）随意契約とするプロポーザル方式を用いる理由及び設計者の創意工夫が必要となる理由</p> <p>（2）評価委員会の設置及び評価委員</p> <p>（3）評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト、評価基準並びに採点が同点の場合の措置</p> <p>（4）公募型プロポーザル又は指名型プロポーザルの別</p> <p>（5）公募型プロポーザルの場合においては参加資格要件</p>

- (6) 指名型プロポーザルの場合においては要請者の候補者
 - (7) 予定価格
 - (8) ヒアリングの有無並びにヒアリングを行う場合の予定日時及び予定場所
 - (9) 評価委員会の開催予定日時及び予定場所
- 5 本文省略

(第8条から第14条まで省略)

(入札)

第15条 本文省略

- 2 本文省略
- 3 本文省略
- 4 本文省略

(第16条から第24条まで省略)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
(民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱等の廃止)
- 2 次の要綱は廃止する。
 - (1) 民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱
 - (2) 民間社会福祉施設等建設の契約に係る競争入札参加業者選定等指導要綱
 - (3) 民間社会福祉施設建設等整備請負契約に係る競争入札における予定価格の事前公表要綱
 - (4) 民間社会福祉施設建設等整備請負契約に係る競争入札における最低制限価格取扱要綱(経過措置)
- 3 この要綱の規定は、施行期日以後に新たに締結される契約について適用する。ただし、この要綱の施行期日の前日までに横浜市から補助を受けることが決定又は内定している社会福祉法人等が、当該補助の対象となる契約を行おうとする場合においては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。
(適用開始日)
- 2 平成26年12月1日以降に入札を行う案件から適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。

附 則

- (6) 指名型プロポーザルの場合においては要請者の候補者
 - (7) 予定価格
 - (8) ヒアリングの有無並びにヒアリングを行う場合の予定日時及び予定場所
 - (9) 評価委員会の開催予定日時及び予定場所
- 5 本文省略

(第8条から第14条まで省略)

(入札)

第15条 本文省略

- 2 本文省略
- 3 本文省略
- 4 本文省略

5 やむを得ない理由により第1項第1号に掲げる立会人を確保できない場合は、横浜市と協議のうえ、その理由を記録し、横浜市職員の立会いにより入札を実施することができる。

(第16条から第24条まで省略)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
(民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱等の廃止)
- 2 次の要綱は廃止する。
 - (1) 民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱
 - (2) 民間社会福祉施設等建設の契約に係る競争入札参加業者選定等指導要綱
 - (3) 民間社会福祉施設建設等整備請負契約に係る競争入札における予定価格の事前公表要綱
 - (4) 民間社会福祉施設建設等整備請負契約に係る競争入札における最低制限価格取扱要綱(経過措置)
- 3 この要綱の規定は、施行期日以後に新たに締結される契約について適用する。ただし、この要綱の施行期日の前日までに横浜市から補助を受けることが決定又は内定している社会福祉法人等が、当該補助の対象となる契約を行おうとする場合においては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。
(適用開始日)
- 2 平成26年12月1日以降に入札を行う案件から適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 6 月 15 日から施行する。

(適用開始日)

2 平成 27 年 7 月 1 日以降に入札を行う案件から適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(適用開始日)

2 平成 29 年 4 月 1 日以降に入札を行う案件から適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

(適用開始日)

2 令和 2 年 8 月 1 日以降に入札を行う案件から適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

(適用開始日)

2 令和 3 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(適用開始日)

2 令和 5 年 4 月 1 日以降に入札を行う案件から適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。

(別表 1 から別表 5 まで省略)

(第 1 号様式から第 11 号様式まで省略)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 6 月 15 日から施行する。

(適用開始日)

2 平成 27 年 7 月 1 日以降に入札を行う案件から適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(適用開始日)

2 平成 29 年 4 月 1 日以降に入札を行う案件から適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

(適用開始日)

2 令和 2 年 8 月 1 日以降に入札を行う案件から適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

(適用開始日)

2 令和 3 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(適用開始日)

2 令和 5 年 4 月 1 日以降に入札を行う案件から適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

(別表 1 から別表 5 まで省略)

(第 1 号様式から第 11 号様式まで省略)